

豊橋市監査公表第2号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、財政援助団体等監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和4年4月8日

豊橋市監査委員	古池弘人
同	朝倉茂
同	星野隆輝
同	二村真一

令和3年度 財政援助団体等監査の監査結果に基づく措置結果（団体名：道の駅とよはし 公表番号：12号）

対象団体及び市所管課	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措置結果	措置通知年月日
道の駅とよはし	指摘事項	決算収支実績表において、直営店に係る収支を指定管理業務の利用料金に計上すべきところ自主事業等に計上していたので、適正な事務処理をされたい。また、利用料金収入により購入した物品等は市に帰属することになっているので、購入した物品の帰属先について整理されたい。	決算収支実績表に関しては、担当課と協議を行い、令和2年度分より直営店に係る収支を指定管理業務の利用料金の計上として修正した。今後は、適正な事務処理に努める。 物品等に関しては、令和2年度までに購入した物品等は、出資金や自主事業による利益から支出したものは、帰属先を（株）道の駅とよはしとして整理している。今後、利用料金収入により購入した場合は、市の帰属として仕分けすることとしており、引き続き適切に処理する。	R4.3.31
	指摘事項	豊橋市地域振興施設指定管理者仕様書において、毎年度事業終了後収支決算書を市へ提出することになっているが、令和元年度は指定管理業務の収支決算書を提出すべきところ株式会社道の駅とよはしの収支決算書を提出していたので、適正な事務処理をされたい。	令和2年度からは、株式会社道の駅とよはしの収支決算書と併せて指定管理業務としての決算書を提出する取り扱いとした。	R4.3.31
	指摘事項	プロジェクト室の利用料金減免において、市長が定める減免基準がない状態で減免の根拠を示すことなく減免していたので、減免基準に基づき減免するよう適正な事務処理をされたい。	令和3年4月からは、市が定めた減免基準である「地域振興施設利用料金の減免に関する要綱」に基づき、適切な事務処理に改めた。	R4.3.31
	意見	ホームページの役割は、これを利用する誰もが求める情報を等しく快適に取得できるようにすることであるが、公式ホームページにおいて、動画が多用されているためモバイルサイトの通信量が本市と比較してかなり多く、閲覧者の負担となっているとともに、プロジェクト室の空き状況についてページの項目表記や画面遷移が適切でないと考えられるため、閲覧数の減少を招かないようホームページの見直しを検討されたい。	公式ホームページについては、レイアウトや通信量について見直し、令和4年2月に改修した。	R4.3.31
	意見	指定管理業務の道の駅とよはし広告宣伝、地域連携及び産業振興業務の一部において、事業計画書に記載の業務内容が具体的でないため、市等から別途受託した業務と重複していると捉えられるおそれがあるので、業務内容を明確にするため市と協議の上、整理に努められたい。	事業計画書に記載の業務内容については、令和4年3月の協定締結時に令和4年度以降はその他の業務と区分ができるよう業務提案内容等を整理した一覧を添付し、協定書を締結した。	R4.3.31
	意見	プロジェクト室の利用率について、新型コロナウイルス感染症対策のため3か月間使用停止があったものの9%程度と事業計画書に示した目標値30%には及ばない状況となっているので、設置目的である食農教育等で活用されることで道の駅とよはし来場者へ関心も広がることから、利用率向上に努められたい。	利用率を高めるために、プロジェクト室の利用案内のチラシを令和4年3月作成し、地域振興施設のプロジェクト室前等で配布した。今後も、道の駅のSNS等を活用するなど新たな利用者の開拓を継続し、利用率の向上に努めていく。	R4.3.31
	意見	文書の保存期間について、文書管理規程と経理規程の間で不整合が生じており不明確なものが見受けられるので、規程の見直しについて検討されたい。	令和4年1月に規程を見直し、文書管理規程と経理規程の不整合を修正した。	R4.3.31
	意見	消防計画において、消防訓練を実施する場合は自衛消防訓練等通知書により市消防長へ通知することになっているが、令和2年度に訓練を実施した際には通知をしていなかったため、適切に通知するよう努められたい。 また、新型コロナウイルス感染症に配慮し令和2年12月の訓練は机上訓練としていたが、不特定多数が入り出す施設であることを踏まえ、コロナ禍での実地による消防訓練の実施方法について検討されたい。	令和2年度の訓練については、令和3年10月に市消防長へ実施の通知を行った。また、新型コロナウイルス感染症に配慮する状況下であるため机上訓練としていたが、今後は現場での訓練を基本とすることとした。	R4.3.31

令和3年度 財政援助団体等監査の監査結果に基づく措置結果（団体名：道の駅とよはし 公表番号：12号）

対象団体及び市所管課	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措置結果	措置通知年月日
農業企画課	指摘事項	道の駅とよはしが作成した決算収支実績表において、直営店に係る収支を指定管理業務の利用料金に計上すべきところ自主事業等に計上されていたので、購入した物品等の帰属先を含め適正なモニタリングをされたい。	令和2年度分より直営店に係る収支を指定管理業務の利用料金として修正計上した決算収支実績表の提出を受け、改めて物品等の帰属先等適正であること確認した上で、令和2年度のモニタリング評価表について修正した。今後も適正なモニタリングに努める。	R4.3.31
	指摘事項	指定管理者が行うプロジェクト室の利用料金減免において、市長が定める減免基準がない状態で根拠を示すことなく減免していたので、減免基準を定めるよう適正な事務処理をされたい。	令和3年4月1日付で「地域振興施設利用料金の減免に関する要綱」を制定することにより減免基準を定め、指定管理者に示し、適正な事務処理に改めている。	R4.3.31
	意見	指定管理業務の道の駅とよはし宣伝広告、地域連携及び産業振興業務の一部において、豊橋市地域振興施設指定管理者仕様書に記載の業務内容が具体的でないため、市等から別途委託した業務と重複していると捉えられるおそれがあるので、指定管理業務の範囲の整理に努められたい。	指定管理業務の範囲を整理し、令和4年度以降はその他の業務と区分ができるよう業務提案内容等を整理した一覧を添付し、協定書を締結した。	R4.3.31

令和3年度 財政援助団体等監査の監査結果に基づく措置結果（団体名：豊橋まちなか活性化センター 公表番号：12号）

対象団体及び市所管課	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措置結果	措置通知年月日
豊橋まちなか活性化センター	意見	共通駐車券事業の加盟店方式において、会員の店舗に駐車券をまとめて先渡しし、駐車券を使用した分（駐車場からの請求分）に応じて店舗に請求しているが、使用期限の設定がないため店舗が廃業や倒産した後の使用分を請求できないケースが発生している。この方式は貸倒れのリスク対策が十分でないと考えられるため、使用期限を設定するなど、リスク管理を重視した事業運用について検討されたい。	共通駐車券事業のリスク管理については、令和4年2月24日の取締役会において、他都市の事例を参考にしながら検討していくこととした。	R4.3.25
	意見	物品等の購入において、会計処理規程などに物品購入等に係る競争性を確保する規定がないまま迅速な購入を理由に一通の見積書で購入しているため、規定を整備するなど適切な事務処理に努められたい。	令和4年2月24日の取締役会に諮り、10万円以上の物品の購入時には原則2社以上の見積書により業者選定を行うよう、筆頭株主である豊橋商工会議所の事務規約を参考に会計処理規定を改定した。	R4.3.25
	意見	税引前当期純利益において、前期に比べ71.7%減少していることから安定的経営を図るため、新たな収益事業への取組について検討されたい。また、今後のまちなか活性化についても、官民地元商店街連携によるまちづくりをすすめるなど、にぎわい創出に努められたい。	当社の来年度からの組織改革及び事業拡大に伴い、豊橋市から移管されるにぎわい創出事業を始め、収益事業を含む様々な事業を官民連携により実施する旨、令和4年2月24日の取締役会にて説明し承諾された。	R4.3.25
	意見	第21期事業報告書において、事業計画に記載のあった共通駐車券事業及びまちなかにぎわい創出に関する検討事項が記載されていなかったため、事業計画に対応した事業報告書となるよう適切な事務処理に努められたい。	今後は適切な処理を行い事業計画に対応した事業報告書となるよう、令和3年12月に周知徹底を図った。	R4.3.25
	意見	収入印紙及び郵便切手の出納管理において、それぞれ管理簿を作成し受払の状況を記録しているが、いずれも金種が明記されておらず、また、出納責任者による毎月の残高照合も行われていない。換金性の高い収入印紙及び郵便切手については現金と同様に取り扱いが必要であることを十分に認識し、会計処理規程にのっとった適切な管理に努められたい。なお、収入印紙及び郵便切手の買い置きには、その管理のための事務負担や紛失・盗難などのリスクを伴うことから、使用頻度の低いものについては、使用の都度、必要数を購入する方法とすることも併せて検討されたい。	収入印紙及び郵便切手については換金性が高く現金と同様に取り扱う必要があるため、12月分よりそれぞれの管理簿に金種を明記するとともに、出納責任者による毎月の残高確認を行うこととした。また、今後は使用頻度の低いものについては使用の都度、必要数を購入するよう、周知徹底を図った。	R4.3.25